

## 緑水産業が製造・販売した無登録農薬に対する措置について

農林水産省は、農薬取締法に基づき、農薬の登録制度を設け、農薬の製造、販売、使用等の規制を行っています。

緑水産業（宮崎県西諸県郡高原町）が、ピレトリン類を含む登録農薬を特殊肥料に混合し、新たな製品「ころしやくん」として農薬登録を受けずに製造・販売していたことが判明しました。

このため、農林水産省は、平成 25 年 9 月 25 日に、緑水産業に対し立入検査を実施し、農薬取締法第 2 条第 1 項に違反する無登録農薬に該当する製品の製造・販売を中止するよう指導しました。

なお、ピレトリン類の光分解性が高い、作物に残留しにくいなどの性質等からみて、当該製品の使用に伴う国民の健康及び生活環境への問題はないものと考えています。

### 概要

1. 農林水産省は、農薬取締法に基づき、農薬の登録制度を設け、農薬の製造、販売、使用等の規制を行っています。
2. 農林水産省は、緑水産業（宮崎県西諸県郡高原町）がピレトリン類を含む登録農薬を特殊肥料に混合し、新たな製品「ころしやくん」として農薬登録を受けずに製造・販売していたことが判明したため、平成 25 年 9 月 25 日に緑水産業に対し農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項に基づく立入検査を実施しました。
3. その結果、
  - (1) 当該製品は、緑水産業が、ピレトリン類を有効成分とする登録農薬と特殊肥料を 2 対 8 の割合で混合し、製造したものであること
  - (2) 登録農薬を混合した割合及び当該製品の表示から、使用時のピレトリン濃度は、混合した登録農薬の使用時の濃度と同等であり、農薬の有効成分であるピレトリン類が殺虫効果を有する濃度であること
  - (3) 当該製品は法第 2 条第 1 項に違反する無登録農薬に該当すること
  - (4) 当該製品の出荷量はごくわずかであることが明らかになりました。
4. 農林水産省は、平成 25 年 9 月 30 日に、緑水産業に対し当該製品の製造・販売を中止し、販売数量等について報告することを命じました。

5.農林水産省の指導に基づき、緑水産業は、当該製品の製造・販売を中止し、把握している当該製品の販売先に対し、当該製品を廃棄するよう依頼しました。

6.また、農林水産省は、本日、都道府県等に対し以下の内容を含む通知を発出し、農薬の販売や使用の規制について改めて注意喚起を行いました。

(1)法第9条第1項の規定により、農薬の販売者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第7条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならないこと。

(2)法第11条の規定により、農薬の使用者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第7条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならないこと。

(3)保有している農薬に、法第7条に基づく表示がされていないものを発見した場合には、当該農薬の製造者、輸入者又は販売者に返品するか、産業廃棄物として適切に処理することとし、決して販売（譲渡を含む）又は使用しないこと。

7.なお、ピレトリン類の光分解性が高い、作物に残留しにくいなどの性質等からみて、当該製品の使用に伴う国民の健康及び生活環境への問題はないものと考えています。

#### <添付資料>

別紙1 農薬取締法抜粋

別紙2 農薬及び農薬類似化合物の情報（ピレトリン類）

別紙3 指導通知

#### お問い合わせ先

消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

担当者：伊澤、金武

代表：03-3502-8111（内線4500）

ダイヤルイン：03-3501-3965

FAX：03-3501-3774

当資料のホームページ掲載URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

## ○ 農薬取締法【抄】（昭和二十三年法律第八十二号）

## （定義）

第一条の二 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。

2～4項（略）

## （農薬の登録）

第二条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第七条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

2～6項（略）

## （製造者及び輸入者の農薬の表示）

第七条 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器（容器に入れなくて販売する場合にあつてはその包装）に次の事項の真実な表示をしなければならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用するこの条の規定による表

示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

- 一 登録番号
- 二 公定規格に適合する農薬にあつては、「公定規格」という文字
- 三 登録に係る農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量
- 四 内容量
- 五 登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法
- 六 第十二条の二第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬にあつては、「水質汚濁性農薬」という文字
- 七 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
- 八 水産動植物に有毒な農薬については、その旨
- 九 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
- 十 貯蔵上又は使用上の注意事項
- 十一 製造場の名称及び所在地
- 十二 最終有効年月

(販売者についての農薬の販売の制限又は禁止等)

第九条 販売者は、容器又は包装に第七条（第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第十一条第一号において同じ。）の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

2～4項（略）

(使用の禁止)

第十一条 何人も、次の各号に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第二条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 容器又は包装に第七条の規定による表示のある農薬（第九条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）
- 二 特定農薬

(報告及び検査)

第十三条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第二条第一項、第三条第一項、第六条の二第三項、第六条の三第一項、第六条の四第一項、第七条、第九条第一項及び第二項、第九条の二、第十条の二、第十条の四、第十一条、第十二条第三項、第十二条の二第一項並びに第十四条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2～4項 (略)

農薬及び農薬類似化合物の情報  
(ピレトリン類)

1 一般名：ピレトリン（除虫菊）

ピレトリン (pyrethrins) は、シロバナムシヨケギクの花に含有される殺虫成分の総称。天然物由来のピレスロイド系殺虫剤。有効成分は、ピレトリンⅠ、ピレトリンⅡ、シネリンⅠ、シネリンⅡ、ジャスモリンⅠ、ジャスモリンⅡの6成分。

2 農薬登録状況

- ・我が国では昭和23年に農薬登録。きゅうり、なす、キャベツ、はくさい、いちご、トマト、茶等のアブラムシ類、アザミウマ類、アオムシ等に対して適用。
- ・ピレトリンは世界各国で農薬として使用。

3 我が国での残留基準（抜粋）（単位：ppm）

食品名	米	大豆	キャベツ	トマト	なす	きゅうり	いちご	りんご
基準値	3	1	1	1	1	1	1	1

4 動態及び残留性

(1) 植物体

植物体内への取り込みはきわめて少なく、植物体表面において急速な光分解を受ける。(FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 2000)

(2) 土壌中の動態

土壌半減期：1日未満（ピレトリンⅠ共試、容器内試験、洪積土壌・沖積土壌）

(3) 光分解

光により速やかに分解（太陽光下での半減期は10-12分）

5 安全性評価（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議2003）

(1) 慢性毒性（食べ続けると健康に悪影響）

- ・ADI（許容一日摂取量；毎日一生食べ続けても健康に悪影響が出ない量）

0.04 mg/kg bw/day

- ・設定根拠

ラットの慢性/発がん性試験、経口：NOAEL(無毒性量) = 4 mg/kg bw/day

安全係数 100

(2) 急性毒性（一日の摂取で健康に悪影響）

- ・ARfD（急性参照量；一日ここまで経口摂取しても健康に悪影響が出ない量）

0.2 mg/kg bw/day

- ・設定根拠

ラットの急性神経毒性試験、経口：NOAEL(無毒性量) = 20 mg/kg bw/day

安全係数 100

25 消安第 4133 号

平成 25 年 12 月 3 日

北海道農政事務所消費・安全部長

東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州農政局消費・安全部長

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

殿

## ※1 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

## 緑水産業が製造・販売した無登録農薬に関する注意喚起について

今般、緑水産業（宮崎県西諸県郡高原町）が登録農薬を特殊肥料に混合し、新たな製品「ころしやくん」として販売していたことを確認したため、平成 25 年 9 月 25 日に農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づく立入検査を実施するとともに、同項の規定に基づく報告を命じました。

その結果、当該製品は、ピレトリンを有効成分とする登録農薬と特殊肥料を 2 対 8 の割合で混合し製造したものでありました。また、登録農薬を混合した割合及び当該製品の表示から、使用時のピレトリン濃度は混合した登録農薬の使用時の濃度と同等であり、農薬の有効成分であるピレトリン類が殺虫効果を有する濃度であることが判明しました。

当該製品は、法第 2 条第 1 項に違反する無登録農薬に該当することから、緑水産業は、当方の指導に基づき、今後、当該製品の製造・販売を中止するとともに、緑水産業が把握できている当該製品の販売先に対し当該製品を廃棄するよう依頼しました。

については、当該事実を農林水産省ホームページで公表したので、※2（貴局管下都道府県）に対し周知するとともに、別記の事項について、※3（都道府県）で作成しているチラシ等を用いて周知するなど無登録農薬を販売・使用しないよう農薬販売店及び農薬使用者に改めて注意喚起を実施するよう指導をお願いいたします。また、農薬成分の混入の疑いのある製品の情報を得た場合は、速やかに当課農薬対策室宛て連絡をお願いいたします。

なお、同様の趣旨の通知を全国農業協同組合連合会肥料農薬部長、全国農薬協同組合理事長、一般社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会会長及び家庭園芸肥料・用土協議会会長宛て発出していることを申し添えます。

## 別記

1. 法第 9 条第 1 項の規定により、農薬の販売者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第 7 条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならないこと。
2. 法第 11 条の規定により、農薬の使用者は、容器又は包装に製造者又は輸入者により登録番号、農薬の種類、名称、使用方法等の法第 7 条に基づく表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を使用してはならないこと。
3. 保有している農薬に、法第 7 条に基づく表示がされていないものを発見した場合には、当該農薬の製造者、輸入者又は販売者に返品するか、産業廃棄物として適切に処理することとし、決して販売（譲渡を含む）又は使用しないこと。

（施行注意）

- ※ 1 沖縄総合事務局農林水産部長宛てに記載する。
- ※ 2 北海道農政事務所消費・安全部長宛てには「北海道」、関東農政局消費・安全部長宛てには「貴局管下都県」、近畿農政局消費・安全部長宛てには「貴局管下府県」、沖縄総合事務局農林水産部長宛てには「沖縄県」、東北・北陸・東海・中国四国・九州農政局消費・安全部長宛てには「貴局管下県」とする。
- ※ 3 北海道農政事務所消費・安全部長宛てには「北海道」、関東農政局消費・安全部長宛てには「都県」、近畿農政局消費・安全部長宛てには「府県」、沖縄総合事務局農林水産部長宛てには「沖縄県」、東北・北陸・東海・中国四国・九州農政局消費・安全部長宛てには「県」とする。